

個人による寄付金の税制優遇措置について

本会は、「社会福祉法人」でありますので、本会に対する寄付金は所得税法上の「特定寄付金」に該当しますので、次の条件を満たしている場合、それぞれの税制優遇があります。

【所得税の寄付金控除】※所得税法第78条第2項第3号

○寄付金控除が受けられる寄付金の額

$$\left[\text{その年中に支出した特定寄付金の} \right. \\ \left. \text{額の合計額とその年中の合計所得} \right. \\ \left. \text{金額の } 40\% \text{ 相当額とのうち、い} \right. \\ \left. \text{ずれか少ない方の金額} \right] - 2,000 \text{ 円} = \text{寄付金控除の額}$$

○寄付金額の控除を受けるには

特定寄付金を支出頂いた日の属する年分の確定申告書に寄付金控除額にかかる記載をし、当該寄付金の領収書を添付して申告期限までに提出して頂くようになります。

【市民税・県民税の寄付金税額控除】

○寄付金税額控除が受けられる寄付金の額

$$(\text{※本会に寄付頂いた寄付金合計額} - 5,000 \text{ 円}) \times 10\% \text{ (市民税 } 6\% \text{ 県民税 } 4\%)$$

→ ※年間所得金額の30%を限度とする額

※他に寄付金税額控除対象団体へ寄付を行っている場合はその合計額となります。

○寄付金税額控除を受けるには

寄付金を支出頂いた年の翌年の1月1日現在お住まいの市町村へ申告書を提出して頂くようになります。(当該寄付金の領収書の添付が必要となります。)

ただし、上記の所得税の寄付金控除とあわせて適用を受けようとする場合は、確定申告をすることで住民税の寄付金税額控除の手続きをしたことと同様の扱いになります。

* 寄付金を支出頂いた年の翌年の1月1日現在お住まいの市町村において、本会が寄付金税額控除対象団体として条例に指定されていない場合は、市民税の寄付金税額控除の適用は受けられません。